

## 第7回青森地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和7年10月21日（火）午後1時30分～午後1時54分

2 場 所 青森第二合同庁舎 1階共用会議室

3 出席者

【委員】	公益委員	飛鳥委員	石岡委員	渋田委員	森宏之委員	森理恵委員
	労働者委員	秋田谷委員	中野委員	野坂委員	保土澤委員	
	使用者委員	小山内委員	小山田委員	菅委員	松山委員	
【事務局】	角井労働局長	上野労働基準部長	吉田賃金室長	篠原補佐	村山係長	

(事務局 室長補佐)

ただ今より第7回青森地方最低賃金審議会を開会いたします。本日の委員の出欠状況ですが、藤井委員、相馬委員が欠席されておりますが、定足数に達しておりますことを報告いたします。

本日の審議会は公開となっておりますので、傍聴人の募集公示をしましたが、希望者はありませんでしたので、報告をいたします。なお、報道機関の方が入室しておられますことを併せて報告をいたします。

それでは以降の議事進行につきまして、石岡会長よろしくお願いします。

(石岡会長)

本日は産業別最低賃金の2業種について、金額改正の審議に進みたいと思います。まず各専門部会の審議が終了いたしましたので、各部会長から報告をお願いいたします。ただ私が部会長でもありますので、鉄鋼業につきましては、森宏之委員に、また電気機械器具製造業については、飛鳥委員からご報告をお願いいたします。

それではまず森宏之委員から報告をお願いいたします。

(森宏之会長代理)

私の方からは、10月8日に審議された青森県鉄鋼業最低賃金について報告いたします。

お手元の部会長報告別添1の青森県鉄鋼業最低賃金の改正決定に関する報告書をご覧ください。

当専門部会は、令和7年9月16日、青森地方最低賃金審議会において付託された青森県鉄鋼業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別表1のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別紙2の通りです。

別紙の1でございますが、金額は1時間1,109円、発効日は令和7年12月21日ということで、別紙2の委員により全会一致で結審しています。

部会報告は以上ですが、各専門部会の審議の概要は事務局から提供されている資料3に示されています。以上です。

(石岡会長)

ありがとうございました。それでは続いて飛鳥委員から報告をお願いします。

(飛鳥委員)

私からは10月1日及び15日に審議された、青森県電気機械器具等製造業最低賃金について報告します。

部会長報告別添2の青森県電気機械器具等製造業最低賃金の改正決定に関する報告書をご覧ください。

当専門部会は、令和7年9月16日、青森地方最低賃金審議会において付託された、青森県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別紙2の通りである。

別紙1ですが、金額は1時間1,045円、発効日は令和7年12月21日ということで、別紙2の委員により全会一致で結審しています。

部会報告は以上ですが、各専門部会の審議の概要は事務局から提供されている資料3に示されています。以上です。

(石岡会長)

ありがとうございました。ただ今の部会報告につきまして、何かご質問はございませんか。よろしいでしょうか。

それではお諮りをいたします。ただ今報告がありました、鉄鋼業は64円、電気機械器具等製造業は77円引上げとする、各専門部会長報告の通り改正することに決定したいと思いますが、異議はございませんか。

(各委員)

異議なし

(石岡会長)

ありがとうございました。それでは2業種とも専門部会長報告の通り、本審として決定いたしました。

それから次に効力発生日についてですが、例年産別につきましては、指定発効というやり方をとっておりまして、例年12月21日としておりますけれども、今年も例年通り12月21日とすることによろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(石岡会長)

それでは異議がないようですので、効力発生日につきましては、令和7年12月21日という指定発効と決定をいたします。以上の内容で当審議会として、青森労働局長宛答申をすることといたします。

(事務局 賃金室長)

ただ今、答申文案をお配りいたしますので、お待ちください。

(石岡会長)

答申文の案について皆さんご確認をいただきたいと思います。何かご意見等はございませんか。よろしいでしょうか。それではこの答申文を持ちまして答申することといたします。

(事務局 室長補佐)

それでは答申に移らせていただきます。当審議会の石岡会長から、角井青森労働局長に対し答申をお願いいたします。

(石岡会長)

青森県特定産業別最低賃金の改正決定について答申

当審議会は、令和7年9月16日付け青労発基0916第3号をもって、貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1ないし2のとおりの結論に達したので答申する。

以上でございます。

(労働局長)

今年ありがとうございました。

(事務局 賃金室長)

それでは答申文の写しを、報道機関を含めました全員に配布をさせていただきます。

(事務局 室長補佐)

以上をもちまして答申を終わらせていただきます。続いて角井労働局長からお礼の挨拶を申し上げます。

(労働局長)

ただ今、石岡会長より青森県特定最低賃金の2業種の改正に係る答申をいただきました。これら特定最低賃金につきましては、去る9月16日に諮問させていただき、各専門部会におい

て、慎重なご審議を賜り、結論を得ることができました。厚く御礼を申し上げます。

本審答申いただきました2業種の特定最低賃金につきましては、異議申し立ての手続きを行ったあと、改正決定を行いまして、令和7年12月21日の発効に向けて官報公示等の所要の事務手続を進めてまいります。

また周知につきましても、これまで以上にしっかりと対応していきたいと思っております。委員の皆さんには、これまでのご審議に対しまして、重ねて厚く御礼を申し上げ、挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

(事務局 室長補佐)

それでは引き続いて石岡会長に議事進行のほどよろしくお願ひします。

(石岡会長)

それでは事務局から資料の説明をお願いします。

(事務局 賃金室長)

説明をいたします。会議次第に付きました資料をご覧いただきたいと思います。

資料の1ページでございます。各専門部会委員の名簿でございます。ご覧の部会委員の皆さん方に審議をしていただきました。

2ページにつきましては、8月9日に審議をお願いいたしました必要性有無の諮問以降の審議会日程を載せております。9月9日の検討小委員会を経て、9月16日に鉄鋼業と電気機械器具等製造業について必要性ありとの答申をいただき、その後、10月1日から15日までの間に各専門部会でご審議いただき、2業種について専門部会結審となったところでございます。

資料3でございますが、先ほど部会報告の中でご紹介いただいた産業別最低賃金専門部会の審議経過でございます。2業種とも労使双方の歩み寄りによりまして、最終的には全会一致で結論を出していただきました。改めて御礼申し上げます。

4ページは今年度の全国の地域別最低賃金の改定状況、5ページは部会審議に基づいた今年度の最低賃金改定の状況で、6ページからは平成26年以降の引上げ状況の推移の表でございます。

青森県最低賃金はご存知のとおり、11月21日に発効いたしますが、特定最低賃金と併せて、これらの周知につきましては、行政機関や主要団体施設等に対し、ポスター、リーフレット等の配布をはじめとして、工夫しながら周知を行ってまいります。

最後の9ページは、発効にいたるまでの流れを整理したものでございます。まず改正の公示、今日金額改正の答申がございました。本日付で答申内容と異議申出の公示を行います。公示期間15日でございますので、公示期間は本日10月21日から11月5日までとなります。

異議申出の期限は11月5日の23時59分までということでございます。異議申出が出された場合につきましては、11月6日本曜日に第8回本審を開催し、審議をお願いするということになります。

異議申出があった場合には、申出があった時点で皆さんにメールによりお知らせし、

6日の審議会を開催することをお知らせいたします。また前日の11月5日にも改めてメールによりお知らせいたしますので、よろしくお願ひいたします。

一方、異議申出がなかった時についてでございますが、締切日の11月5日の午後4時くらいを目途に、厳密にいえばまだ8時間ぐらい異議の申出期間はあるわけですけれども、5日の午後4時頃に現在までは申出がないという旨のメールを送らせていただきたいと思います。

さらに11月6日の朝にも、その後8時間異議申出はありませんでしたということで、メールを送らせていただきたいと思います。この場合11月6日の異議審は無いということでご承知いただきたいと思います。

なお産業別最低賃金につきましては、過去に異議申出が出されたことはございませんので、付け加えさせていただきたいと思います。

次に異議申出期間経過後でございますが、官報公示に向けた事務手続きを進めまして、11月19日に改正の公示を官報に掲載する予定ということになってございます。発効日につきましては、先ほどご審議いただきましたとおり、令和7年12月21日の指定発効となります。

青森県におきまして産業別最低賃金4業種設定をされております。そのうち今年度は百貨店、総合スーパー・マーケット、その他の各種商品小売業最低賃金、それと自動車小売業最低賃金については、金額改正がございませんでした。

改正が行われなかつた業種も含めた4業種の特定最低賃金の適用について、確認的に説明させていただきます。

まず鉄鋼業につきましては、今の最低賃金が1,045円でございます。12月20日まではこの1,045円が適用になり、12月21日から新しい最低賃金1,109円が適用されることになります。

次に電気機械器具等製造業でございますが、現在の最低賃金額968円でございますが、11月20日までこの金額になるということです。青森県最低賃金が発効する11月21日からは、968円よりも青森県最低賃金の方が金額が高くなりますから、この日から12月20日まではこちらが適用されて1,029円が適用になるということです。そして特賃発効日の12月21日からは今答申いただいた1,045円が適用されるということで、2段階分けて上がるという形になります。

また改正のなかつた百貨店、総合スーパー等及び自動車小売業につきましては、新しい青森県最低賃金発効日の前日の11月20日まではそれぞれの最低賃金、百貨店、総合スーパーが956円、自動車小売業が963円、こちらが適用になりますけれども、11月21日からは青森県最低賃金の方が今度は高い金額になるということですので、こちらが適用されこの百貨店、総合スーパー、自動車小売業とも1,029円が適用になるということでございます。

最後に資料2ページの審議会開催日程をもう一度ご覧いただきたいと思います。一番下に今年度最後の本審が3月の予定としております。3月の審議会では翌年度の産業別最低賃金改正に関する意向表明が議事となります。

例年2月の中頃を目途に申出の意向について表明をしていただくということになります。ここで申出の意向が表明された業種につきましては、労働局におきまして最低賃金に関する基礎調査を実施する対象とすることになります。

3月の審議会の具体的な日程については、改めて委員の皆さんに日程確認表を提出いただき、

ご都合を確認したうえで設定したいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。  
私の方からは以上でございます。

(石岡会長)

ありがとうございました。

ただ今の事務局の説明につきまして、何かご質問等はございませんか。

よろしいでしょうかね。

他には事務局から何かありますか。

(事務局 賃金室長)

特にございません。

(石岡会長)

それでは本日の審議会はこれをもって閉会といたしたいと思います。どうも長い間ご苦労様でした。